

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社大瀧建築事務所(静岡県静岡市駿河区馬淵4-1-7)[1000016258]
2. 資格登録停止措置の期間
令和2年11月13日 ~ 令和3年1月12日(2ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者は、「境川パーキングエリア休憩施設改修実施設計」(八王子支社発注)の入札において、低入札価格調査を辞退したものの。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記の事業者が、低入札価格調査を辞退したことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)